

町長の『余白に書かせて!』



米国カリフォルニア州テメキュラ市との姉妹都市交流25周年記念式典が、昨年の12月2日に現地で開催され、訪問団6名とともに出席してきました。

2020年1月から市長になるジェームス・スチュワート市長代理をはじめ、市議会や市職員、テメキュラ姉妹都市委員会や市民の皆さんと、交流25周年や市政30周年を盛大に祝いました。

旧中山町時代から続いてきたこの姉妹都市交流は、その交流を通じて刺激を受けた中学生が、今では英語に関係する仕事に就いているなど、本町の子どもの成長にもよい影響を与えています。

大人同士で長年にわたって交流を続けている方もいらっしゃいますし、大山町における異文化コミュニケーションの大きな基盤になっていることを今回改めて感じました。そして、その基盤を発展させている仕組みで最も大切なのは「ホームステイ」ではないでしょうか。

今回の式典参加の際、私自身もベンさん夫妻のご家庭にホームステイをさせていただきました。スケジュールの関係で、3日間という短期滞在でしたが、毎晩2〜3時間ほどの意見交換をし、お互いの町や家族、仕事などについて理解を深めることができたのも、宿泊施設での滞在ではなくホームステイだったからです。

交流は形式的なものではなく、人と人とのつながりで続いていくものであり、やり方によっては、発展も衰退もあり得るものだと考えさせられた訪問でした。今後もテメキュラ市との交流を、一人でも多くの町民に関わってもらいながら、末永く発展させていきたいと思えます。

(文責/町長 竹口大紀)

はい! 消費生活相談窓口です



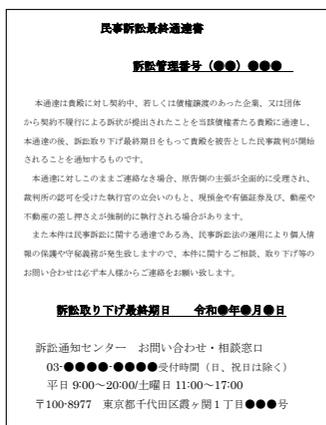
消費生活相談窓口では、消費者トラブルの相談や被害防止に加えて、よりよい暮らしのために情報をお伝えします。できることを考えてみましょう。

最終通達って?



ご注意ください、ニセ訴訟通知文!

架空請求の通知は、通常ハガキや圧着ハガキ、封書でも来ます。電話をかけないで、無視しましょう!



Q: 突然、「民事訴訟最終通達書」が普通郵便で届きました。封筒の表には「重要」と書かれ、通知書には、「訴状が提出された、連絡しないと差し押さえをする」という内容が書いてあります。どうしたらいいのでしょうか。

A: 以前から、商品名や金額など具体的な根拠の記載のない架空請求の相談が寄せられています。最近は、通常ハガキだけではなく、圧着ハガキや封書で送られています。本当の民事訴訟の通知は「特別送達」という特別な郵便で手渡しされます。ニセの訴訟通知に記載されている番号に電話をかけず無視をしましょう。

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民課 ☎ 0859-54-5210 (平日)
鳥取県消費生活センター ☎ 0859-34-2648 (平日・土日)